



☆ SUBARU TIMES ☆ 6月号

ふるさと納税新制度が6月からスタートします！！

ふるさと納税は導入から10年以上が経ち、寄附総額が年々増える一方、過度なお礼の品を提供する一部の自治体に多額の寄附が集中していたことで問題視されることも多くありました。

そこで令和元年6月1日より、見直しされた新制度のふるさと納税がスタートします。今回はその新制度についてご紹介します。

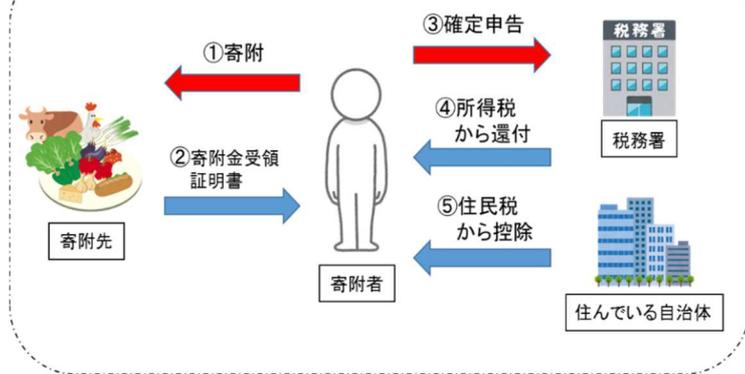
ふるさと納税

ふるさと納税とは、ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度のことです。多くの自治体では地域の名産品などのお礼の品も用意されており、寄附金の「使い道」の指定もできます。

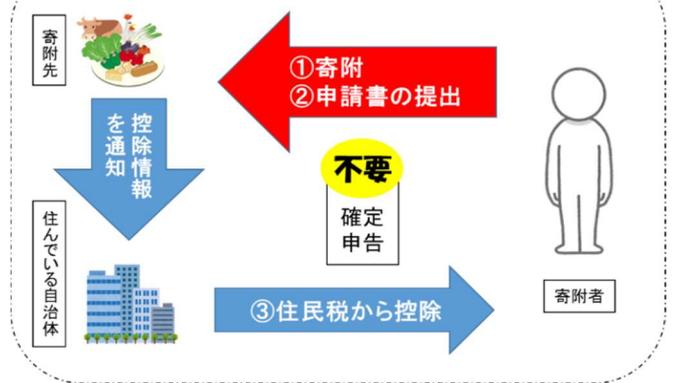
自分の選んだ自治体に寄附を行うと、上限はありますが原則として2,000円を越える部分について所得税や住民税の控除が受けられます。寄附としてお金は支払うのですが、実質負担2,000円でお礼の品を受け取れるところに魅力があります。

控除を受けるためには、確定申告をするかワンストップ特例制度の適用に関する申請が必要です。ワンストップ制度が利用できるのは1年間の寄附先が5自治体以内の場合に限られます。

確定申告する場合



ワンストップ特例制度を利用する場合



改正点

- ① 返礼品の調達額は、寄附額の30%以下とすること
- ② 返礼品は地場産品とすること
- ③ ふるさと納税の対象となるのは、総務大臣が指定した自治体に対する寄附金のみ



- ✗ 大阪府泉佐野市
- ✗ 和歌山県高野町
- ✗ 静岡県小山町
- ✗ 佐賀県みやき町
- ✗ 東京都

以上により、これまで商品券や旅行券などで人気のあった上記の自治体は対象外となります。

5月31日までにこれらの自治体に寄附したものについては、ふるさと納税の対象となります。